

重要文化財 大神神社三ツ鳥居 保存修理工事 仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 重要文化財 大神神社三ツ鳥居 保存修理工事
2. 工事場所 桜井市大字三輪 1422 大神神社境内地内
3. 工事期間 着工：契約締結後
完了：令和8年10月16日
4. 工事内容 重要文化財 大神神社三ツ鳥居の保存修理のため、仮設工事、基礎工事、木工事、建具工事、金具工事、雑工事、大床・覆屋解体復旧工事を行う。

II 構造形式・主要寸法

1. 構造形式

木造三輪鳥居

2. 主要寸法

| 区分 | 摘要 | 寸法 |
|----------|---------------|---------|
| 三ツ鳥居 柱真々 | | 6.667m |
| 高さ | 敷石上端より笠木上端まで | 3.545m |
| 南方瑞垣桁行延長 | 三ツ鳥居より南方七間柱真々 | 13.197m |
| 北方瑞垣桁行延長 | 三ツ鳥居より北方九間柱真々 | 17.258m |
| 南北瑞垣 高さ | 土台上端より棟形上端まで | 1.545m |

III 工事仕様

1. 仮設工事

①規模・構造

足場の規模は南北27.4m、東西7.6m、高さは5mとする。

構造は単管組で、建地足元養生敷板建ち、棚床足場板張り、壁面メッシュシート・合板(白色)・葦簀張り(縦張り)とする。足場内に部材保管場所を設ける。

②工法

建地足元は、養生敷板建ちとする。固定ベースを梁行1.8m、桁行1.8m間隔を基本として配する。高さ方向には1m間隔に布を取付ける。建地の内側には、壁面通りに筋違を取付け補強する。棚は最初は地面から2.5mに設け、解体工程に応じて高さを1.5mに据え変える。ブラケットを建地毎に設置し、足場板を掛け渡す。

壁面は指定の箇所にメッシュシート・合板・葦簀を張り詰める。

③材料

足場を使用する材料は下記のことを標準とする。

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 建地 | 外径48.6mm、厚2.4mm、長さ1.0m～6.0mの足場パイプ |
| 追掛・布・筋違 | 外径48.6mm、厚2.4mm、長さ1.0m～6.0mの足場パイプ |
| 足場板 | 厚3.5cm以上、長さ4m、幅24cmの合板 |
| 鉄線 | なまし鉄線8番及び10番 |
| 壁面材 | グレーのメッシュシート、白の合板、葦簀(縦張り) |
| その他 | クランプ類、固定ベース、ウェイト、ワイヤー |

④施 工

組立にあたっては、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が制定した『公共建築工事標準仕様書 令和7年度版』、日本建築学会編『建築工事仕様書 JASS 2 仮設工事』に準拠して施工する。

⑤解 体

本体工事完了後、足場等の仮設材は、周辺に影響のないよう注意して解体する。解体資材は場外に搬出し、部材・規格ごとに集積し、リースしたものは返却、再用に耐えないものは廃棄処分する。解体完了後、跡地の清掃を行い旧状に復旧する。

⑥危害防止

危害防止及び衛生に関しては、労働安全基準法・同施行規則、労働安全衛生法・同施行規則等関係法規に準拠し、請負者の責任において有効な安全対策、防火対策を講ずる。

2. 基礎工事

①石工事

柱根継ぎに伴い、唐居敷・地覆石・敷石を撤去・復旧する。撤去面積は19.08㎡とする。石は全て再用途のため、元の位置に復旧できるように番付を付し、基準線を打つ等して施工位置を控えた上で丁寧に撤去する。復旧は従来通りの工法で敷設する。

②土工事

石材撤去後に、柱根継ぎに前後して根切り及び埋め戻しを行う。根切りは、根^ね械を損傷することがないように慎重に行う。埋め戻しの際は敷石が平らに敷設できるよう均し、また、柱が傾斜することのないよう土をよく搗き締めながら施工する。

③コンクリート工事

柱の根巻きコンクリートを撤去し、石材復旧後に元の通りに復旧する。

3. 木工事

①概 要

三ツ鳥居を解体し、柱（掘立て）の根継ぎを行う。

②解 体

三ツ鳥居及び瑞垣一部を解体する。瑞垣の解体は、三ツ鳥居解体に際して構造上支障となる範囲とし、北方は3間半、南方は2間半とする。解体に先立ち、すべての部材に番付札または番号を付す。準備完了後、順序よく丁寧に解体し、解体した部材の写真撮影を併せて行う。解体した部材は再用・繕い・取替予定材等に区分し、同種材毎に整理して、係員の指示箇所に格納する。この際、汚損、破損等を生じないように取り扱いには特に注意する。

③再用材

部材は将来の保存に支障のない限りつとめて再用する。

④繕 い

繕いに際して、再用材の表面に付着している汚損、カビ、地衣類等を落とし、柔らかいブラシで極力綺麗に清掃する。不要の穴及び仕口・腐朽部分等は埋木、矧木、継木等で繕うが、建物の基幹寸法の要素となる箇所は、切削等を行わないようにする。釘・接着剤は、原則として補助的または継手、仕口を施すことが出来ない場合に限り使用する。

⑤取り替え材

腐朽・破損の甚だしい部材、或いは現状変更等の事由により取り替え又は新補する材は、下記の材を標準とするが、将来の保存に支障をきたさない限り同種材を用い、旧形・旧工法を踏襲する。

化粧材 檜、無節、赤身、芯去

⑥新材加工

仕口・継手・曲線等は在来通りに加工する。

⑦構造用金具

在来品を可能な限り補修して再用する。見え隠れ部分に使用する補足用の釘・鏝及び補強用金具は、在来品に倣う。

⑧組立及び補強

従来通り順序よく組み立てるが、構造上不完全と認められる箇所は別に添木・金物等を付加して補強策を講じる。

⑨焼き烙印

取替材または新補材の見え隠れ部分には、修理年号を刻んだ烙印を押す。

4. 建具工事

①欄間補修

彫刻が一部欠失している欄間（南より 8、9、10、11、14、16、19、21、25、34 間目）について、古材や写真等により図案が明らかなものについては補修する。

5. 金具工事

①金具修理

金具は原則として再用する。

金具等の取り外しの際は、金具はもちろん、周辺木部に傷をつけないよう慎重に行う。金具には荷札等で番付を付ける。作業中に番付が不明となる恐れがある場合は、鑿等で見え隠れ面に番付を打ち直す等の方策をとる。金具を取り外すことで木部が傷むことが想定される箇所は、取り外さずにその後の作業を取り付いたままで行う。

鍔金具（銅製）の錆や汚れは湯水で洗い流し、汚れがひどい場合は必要に応じて苛性ソーダや希硫酸水溶液で煮洗い、浸け洗いする。地金を傷めないように真鍮ブラシ等をかけ、流水で十分洗い落とす。歪みがある場合は、加熱してハンマーや鑿にて歪みを取り除く。割れやひびなど、破損している箇所は、溶接やろう付けなどで補修する。表面は、文様等を損傷しないように炭粉や真鍮ブラシ等で磨きをかけ、表面処理後、水銀箔焼付鍍金を施す。

軸吊り金具（鉄製）は錆落とし後、100℃以上に熱した上で、フッ素樹脂を刷毛で全面に満遍なく塗布し、焼き付ける。

②取付け

金具や周辺の木部を傷めないように、番付通りに慎重に取り付ける。

③修理銘板の製作

修理工事の概要を銅板に陰刻する（別添図参照）。取付け作業は含まない。

6. 雑工事

①塗装工事

柱根等腐朽しやすい箇所には再用材の色味に合わせた防腐・防蟻剤の塗布を施す。

②防災設備工事

解体に先立ち、工事の障害となる空気管を取り外し、工事完了後に着色した空気管を従来通りに取付ける。取り外し時には空気管位置を復旧できるように正確に記録する。復旧後には動作試験を行い、正常に機能することを確認する。電線・器具等は全て日本工業規格品を用いて、消防法及びその関係法令等の基準に従って施工する。

なお、消防法に基づき、施工前後に当該区域の消防署へ必要書類を届け出る。

7. 大床解体復旧工事

①木工事

三ツ鳥居正面にある大床は、工事の支障となるため解体するが、工事中の祭事のため仮設の大床を設置する。仮設大床の床高は拝殿の縁高と同じとする。また、床の仕上げは木目のフロアシートを貼る。復旧は従来通りの仕様で行う。

②電気工事

現状大床下に配線されている電線及びマイク有線について、撤去・復旧する。床下両脇のコンセント及びマイク有線は、工事中も使用するため仮設大床に設置し直す。復旧は従来通りの仕様で行う。

8. 覆屋解体復旧工事

①基礎工事

三ツ鳥居の敷石撤去に支障となる礎石を撤去・復旧する。

②木工事

揚前の後、控え柱の根継ぎを行う。根継ぎ作業期間に覆屋の構造が不安定となる場合は、修理用足場を利用して荷重を支える。

③板金工事

覆屋西面の樋を補修する。歪みのある箇所を整形し、水垂れ勾配等を調整する。

9. 後片付け

諸工事完了後、すべての不用材を場外搬出し、整地・清掃を行う。大神神社境内地内で工事車両の進入路となった付近についても清掃を行うこと。不用材は産業廃棄物として適切に処分すること。

10. その他

資材や大きい部材の搬入出方法については、事前に神社関係者と打ち合わせること（三ツ鳥居南側の神宝神社鳥居前方まで車侵入可）。

施工場所は禁足地内にかかるため、作業前の儀式や作業中の装束について、神社関係者の指示に従うこと。また、工事中も祭事が行われるため、神社関係者と工程について綿密に打ち合わせること。

施工の区画や時期等についても発注者と綿密な打合せをおこない、お互いに協力しながら工事を進めること。

III. その他一般注意事項

① 本工事は奈良県契約規則により実施する。

② この仕様書は概要を示すもので仕様中に明記がなく内容に相違があると認められる場合または疑問を生じた場合はすべて係員と協議し、誠実に工事を完成するものとする。

③ 現場での納まり、樹木・障害物などにより仕様の軽微な変更、材工等に多少の増減が生じても契約金の変更は行わない。

④ 使用する材料は係員の検査に合格したものとする。

⑤ 工事完了後は不要な残材等は搬出・処分し、後片付け・清掃を行うこと。

⑥ 請負者は責任者を定め、現場の安全・資材の整理・衛生・特に火の用心に気を配り、係員と常に連絡して工事を進める。また、喫煙には特に気をつけ、定まった場所で行いバケツに水をいれ吸殻を処理すること。

⑦ 工事は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分迄とする。

⑧ 工事に先立ち工程表・作業員名簿を提出し、工事完了後に実施工程表・工事日報・実施仕様書を提出すること。

⑨ 本工事について、選定保存技術を使用する工事（木工事、金具工事、建具工事）については、**選定保存技術保持団体**に属する者もしくはそれと同等の技術を有する者に行わせること。

⑩ 工事写真は、着工前・工程毎の施工中・竣工時にそれぞれカラー写真撮影をおこない、写真の内容を記した工事アルバム（A4サイズ、写真サービス版）を2部作成して、工事完了後、県に提出する。フィルム原版またはデジタル画像データも併せて提出すること。

⑪ 本工事は文化財建造物【重要文化財】の修理事業の一環であることを認識し、その価値を損なわぬよう考慮し、細心の注意を払うこと（工事対象となる建造物は重要文化財、また、当該地は国史跡（大神神社境内）、周知の埋蔵文化財包蔵地（大神神社禁足地）である）。

掘削を伴う作業については、係員に指示された範囲を掘削すること。

また、本工事の設計内容に係る史跡現状変更の手続きは、発注者において実施中であり、工事着手までには許可が出る見通しである。

⑫ 本工事については、文化財保存事業費補助金の承認申請中であり、文化庁長官の承認を得てから契約を締

結する。承認が得られなかった場合は契約を締結しない。

⑬ 奈良県議会で予算が成立しなかった場合は入札手続きを中止する場合がある。

以上の内容で不明な点がある場合は、入札手続き等で案内する要領に従い書面(FAX可)を以て下記に問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所 保存修理・人材育成係（担当：金子・豆越・板東）

TEL 0743-86-4483 FAX 0743-86-4920